

# 社団法人宮城県建設センター定款

目次	第1章	総則	1
	第2章	社員	2
	第3章	役員等	3
	第4章	会議	5
	第5章	資産及び会計	7
	第6章	雑則	9
		(附則)	

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は社団法人宮城県建設センター（以下「社団」という。）という。

(社団の所在地)

第2条 社団の事務所を宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号に置き、必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 社団は地方公共団体等が行う公共事業及びその管理の円滑で効率的な執行を補完し支援するとともに、建設に関する技術水準の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 社団は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 建設に関する研修，調査研究及び相談
- (2) 建設に関する積算，工事管理及び調査設計の受託
- (3) 建設に関する諸資料等の作成受託
- (4) 建設に関する設計書の検算浄書及び図面の謄写等の受託
- (5) 県立都市公園の管理の受託
- (6) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 社 員

(社 員)

第5条 社団の社員は次に掲げるものとする。

(1) 県及び市町村

(2) この社団の趣旨に賛同する公益法人等の団体であつて、理事会の承認を得たもの

(加 入)

第6条 社団の社員になろうとするものは、引き受けようとする出資口数を記載した「加入申込書」に理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は前項の承認があつたときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせたのち社員名簿に記載するものとする。

3 理事長は理事会の審査の結果、加入が認められなかつたときは、理由を付して、その旨を申込者に書面をもって通知するものとする。

(届 出)

第7条 社員は次に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なくその旨を理事長に届出なければならない。

(1) 名称もしくは事務所の所在地または代表者の氏名もしくは住所

(2) 地方公共団体以外の法人にあつては定款、役員の氏名または住所

(脱 退)

第8条 社員は社団を脱退しようとするときは、脱退届を事業年度の終りの30日前までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は前項の届出があつた場合は理事会にはかり、脱退を承認したときはその旨を本人に通知しなければならない。

3 社団が解散したときは脱退したものとみなす。

(除 名)

第9条 社員が社団の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為をしたときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員にあらかじめ通知するとともに、当該社員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(出 資)

第 10 条 社員は出資金を一時に払込むものとする。

2 出資一口の金額は 5 万円とする。

3 社員は出資の払込みについて相殺をもって社団に対抗することはできない。

(出資の払戻し)

第 11 条 社員が脱退するときは、その者は出資金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、退社のときから一年以内に請求がないときはこの限りではない。

2 前項の請求があったときは、社団は請求のあった日の属する年度の終りにおいて払戻しをするものとする。

3 除名によって社員が退社したときは、総会の議決を得て出資金の全部又は一部の払戻しをしないことができる。

### 第 3 章 役 職 員 等

(役 員)

第 12 条 社団に次の役員を置く。ただし、専務理事及び常務理事は、特別の事情があるときは置かないことができる。

理 事 長 1 名

専 務 理 事 1 名

常 務 理 事 1 名

理 事 (理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

12 名以上 15 名以内

監 事 2 名

2 理事及び監事は総会において選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選により定める。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 13 条 理事長は社団を代表し社団の業務を総理する。

2 専務理事は理事長を補佐するとともに、上司の命を受けて、社団の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理し又はその職務を行う。

3 常務理事は理事長及び専務理事を補佐するとともに、上司の命を受けて、社団の通

常の業務を処理する。

4 理事は理事会を組織し総会の議決に基づいて業務を執行する。

5 監事は民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。

2 役員は再任されることができる。

3 補欠又は増員により就任した役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は任期を満了し又は辞任した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬等)

第 15 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「社員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問)

第 17 条 社団に顧問又は常任顧問を置くことができる。

2 顧問又は常任顧問は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問又は常任顧問は重要な業務について常に理事長の諮問に応ずる。

(参与)

第 18 条 社団に参与を置くことができる。

2 参与は理事長が委嘱する。

3 参与は社団の業務運営に関し必要な助言を行う。

(事務局及び職員)

第 19 条 社団の事務を処理するため事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任命する。
- 3 事務局の組織及び職員の職制等は理事会の議決により定める。

## 第 4 章 会 議

(総会及び理事会)

第 20 条 会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は毎年 3 月及び 5 月に開催する。
- 4 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 社員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が民法第 59 条第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 21 条 総会は理事長が招集する。

(総会の開催通知及び議決)

第 22 条 総会の招集は会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により少なくとも 5 日前までに社員に通知して行うものとする。

- 2 総会においては、あらかじめ通知した議案に限り議決するものとする。ただし、緊急事項であって理事会において必要があると認めたとき又は出席社員の 3 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

(議決権数)

第 23 条 総会においては県以外の社員は各 1 個の議決権を有する。

- 2 総会においては県の議決権数は県以外の社員の有する議決権数の 3 分の 1 (1 個未満は四捨五入する。)とする。

(議決権の行使)

第 24 条 社員は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使した社員は出席したものとみなす。
- 3 代理人は代理権を証する書面を表決前に理事長に提出しなければならない。
- 4 県の議決権はこれを分割して行使することができない。

(総会の成立要件及び議事)

第 25 条 総会は社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は出席した社員の有する議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、社員の除名、役員解任、基本財産の利用又は処分、定款の変更、残余財産の処分及び解散については社員総数の 3 分の 2 以上の社員が出席し、出席した社員の有する議決権数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会においては理事長が議長となる。

(総会の議決事項)

第 27 条 総会は次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 除名した社員に対する出資金の払戻しの可否決定
- (3) 第 12 条第 2 項の規定により選任する役員を選任及び解任
- (4) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 役員に対する報酬
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 解 散
- (10) その他重要な事項で理事会が必要と認めた事項

(議事録の作成)

第 28 条 議長は総会の議事録を作成しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載し、議長の指名する社員 2 名以上がこれに記名押印し、これを保存するものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 社員の総数及びその議決権数並びに出席社員及び議決権数
- (3) 議 案
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の指名に関する事項

(理事会の招集)

第 29 条 理事会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的及び理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 理事会の招集は理事長が会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により少なくとも5日前までに通知して行うものとする。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 総会の招集及び総会に提出する議案

(2) 総会で委任された事項

(3) 社務の運営に関する事項

(4) この定款に定める事項

(5) 基本財産への新たな繰入れ、基本財産の利用又は処分

(6) その他理事長が必要と認めた事項

(理事会の運営)

第31条 理事会の議事は理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

3 監事は職務上必要あるときは理事会に出席して発言することができる。

4 前各項に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は理事会が定める。

5 第24条第1項から第3項、第26条及び第28条の規定は理事会について準用する。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 社団の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 出資金

(2) 事業にともない取得した財産

(3) 資産から生ずる果実

(4) 補助金及び寄附金

(5) その他の収入

(資金の借り入れ)

第33条 社団は事業を行うために必要な資金を事業借入金として借り入れることがで

きる。

(資産の種類)

第 34 条 社団の資産は基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は第 32 条に掲げる資産のうち理事会の議決を得たものをもって基本財産とする。

3 基本財産以外の財産は普通財産とする。

(基本財産の運用等)

第 35 条 基本財産は理事会の議決を経なければこれを利用し又は処分することはできない。

(資産の管理)

第 36 条 社団の資産は理事長が管理し、管理の方法は理事会の定めるところによる。

2 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 37 条 社団の経費は普通財産及び事業借入金をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この社団の事業計画及び収支予算は、理事長が作成して年度開始前に理事会及び3月の通常総会に提出し、議決を得なければならない。これらを変更する場合も総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第 39 条 社団の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(業務報告書等)

第 40 条 理事長は年度の終了後次の各号に掲げる書類を作成し監事の意見を添えて5月の通常総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 業務報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

## 第 6 章 雑 則

(定款の変更)

第 41 条 この定款は総会の議決を経て県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(残余財産の処分)

第 42 条 社団が解散した場合において残余財産があるときは総会の議決を経、かつ知事の許可を得て建設事業振興のための費用に充当するため県に寄附するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 43 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、社団の運営のため必要な事項は理事会が定める。

#### 附 則

- 1 この定款は設立許可を受けた日（昭和 43 年 5 月 1 日）から施行する。
- 2 設立当初の役員は第 14 条の規定にかかわらずその任期は設立後最初に開かれる総会終了の日までとする。
- 3 この社団の設立当初の事業計画及び収支予算は第 36 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

#### 附 則

この定款の変更は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可があった日（昭和 48 年 5 月 23 日）から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可があった日（昭和 49 年 5 月 22 日）から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可があった日（昭和 50 年 5 月 31 日）から施行する。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（昭和 57 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 変更後の定款の施行の際、現に理事長の職にある者は、変更後の定款第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、土木部長の職にある間は、なおその職にあるものとする。
- 3 変更後の定款の施行の際、現に専務理事の職にある者は、その任期中は、第 12 条第 4 項の規定により、選任されたものとみなす。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（昭和 61 年 6 月 13 日）から施行する。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（平成 11 年 4 月 2 日）から施行する。
- 2 変更後の定款の施行の際、現に役員職にある者は、変更後の定款第 12 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、なおその職にあるものとし、その任期は役員としての残任期間に相当する期間までとする。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（平成 13 年 4 月 1 日）から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（平成 14 年 6 月 25 日）から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、宮城県知事の認可のあった日（平成17年5月31日）から施行する。